

【資料 1】

○東御市まちづくり審議会条例

平成16年4月1日

条例第26号

(設置)

第1条 総合的かつ計画的な市政の運営及び明るく豊かな住みよいまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、東御市まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) まちづくりの推進に関すること。
- (2) 総合計画に関すること。
- (3) その他まちづくりを推進するため市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

- 2 委員は、まちづくりに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることがある。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員会)

第7条 審議会は、専門事項その他会長が必要と認める事項を調査審議させるため、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(幹事)

第 8 条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月26日条例第 1 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。